

特定施設一覧表

施設名		騒音規制法		県条例(騒音)		振動規制法		県条例(振動)	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	1	動力が22.5kw以上のもの	-		1	原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
	製管機械	1-ロ	すべてのもの	2	すべてのもの	-		1	すべてのもの
	ペンディングマシン	1-ハ	ロール式で原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの	3	動力が3.75kw以上のもの	-		-	
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除くすべてのもの	4	矯正プレスを除くすべてのもの	1-イ	矯正プレスを除くすべてのもの	1	矯正プレスを除くすべてのもの
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	5	呼び加圧能力が30トン以上のもの	1-ロ	すべてのもの	1	すべてのもの
	せん断機	1-ヘ	原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの	6	動力が3.75kw以上のもの	1-ハ	原動機の定格出力が1kw以上のもの	1	原動機の定格出力が1kw以上のもの
	鍛造機	1-ト	すべてのもの	7	すべてのもの	1-ニ	すべてのもの	1	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべてのもの	8	すべてのもの	1-ホ	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	1	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
	打抜機	-		31	金属用で動力が2.25kw以上のもの	-		1	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
	プラスト	1-リ	タンブラスト以外のもので、密閉式を除く	9	すべてのもの	-		-	
	タンブラー	1-ヌ	すべてのもの	10	すべてのもの	-		-	
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る	-		-		-	
	空気圧縮機		2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(冷凍機に用いるものを除く)	-		-		-
圧縮機		-		11	動力が7.5kw以上のもの(空調機及び冷凍機の圧縮機を含む)	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(冷凍機に用いるものを除く)	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(冷凍機に用いるものを除く)
送風機		2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	12	動力が3.75kw以上のもの	-		-	
破碎機		3	土石又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	13	すべてのもの 土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造用は動力が7.5kw以上のもの	3	土石又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	3	土石又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
摩砕機									
ふるい									
分級機									
織機		4	原動機を用いるもの	15	すべてのもの 原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用資材	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの	16	すべてのもの	-		-	
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量が200kg以上のもの	17	すべてのもの	-		-	
穀物用製粉機		6	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	-		-		-	
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	すべてのもの	18	すべてのもの	6-イ	すべてのもの	6	すべてのもの
	チップパー	7-ロ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	19	すべてのもの	6-ロ	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	6	すべてのもの
	碎木機	7-ハ	すべてのもの	20	すべてのもの	-		-	
	帯のご盤	7-ニ	製材用のものは原動機の定格出力が15kw以上のもの	-		-		-	
	丸のご盤	7-ホ	木工用のものは原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-		-		-	

動力のこぎり機	-		21	動力が0.75kw以上のもの	-	-
かんな盤	7-ハ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	22	動力が0.75kw以上のもの	-	-
抄紙機	8	すべてのもの	23	すべてのもの	-	-
印刷機械	9	原動機を用いるもの	24	原動機を用いるもの	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ロール機	-		34	破砕機及び摩砕機を除くすべてのもの	8	ゴム練用又は合成樹脂用で原動機の定格出力が30kw以上のもの カレンダーロール機を除く
合成樹脂射出成形機	10	すべてのもの	25	すべてのもの	9	すべてのもの
鋳造型機	11	ジョルト式のものに限る	26	すべてのもの	10	ジョルト式のものに限る
コンクリートブロックマシン	-		30	すべてのもの	5	原動機の定格出力が2.95kw以上のもの
コンクリート管製造機械	-				5	原動機の定格出力が10kw以上のもの
コンクリート柱製造機械	-				5	すべてのもの
ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	-		27	出力が3.75kw以上のもの	-	-
工業用ミシン	-		28	同一建物に10台以上設置するもの	-	-
ニューマチックハンマー	-		29	すべてのもの	-	-
グラインダー	-		32	サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除くすべてのもの	-	-
工業用ミキサー	-		33	すべてのもの	-	-
重油バーナー	-		35	重油使用量が毎時15ℓ以上のもの	-	-
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機 又は裁断機	-		36	すべてのもの	-	-
スチームクリーナー	-		37	すべてのもの	-	-
金属工作機械	-		38	同一建物に5台以上設置するもの	-	-
石材引割機	-		39	すべてのもの	-	-
ドラム缶洗浄機	-		40	すべてのもの	-	-
風力発電設備	-		41	出力が20kW以上のもの	-	-
板金又は製缶の作業	-		42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの	-	-
鉄骨又は橋梁の組立作業	-		43	すべてのもの	-	-
建設資材置場における運搬作業	-		44	動力を用いる機械を使用する作業に限る 土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの	-	-

※設置等する特定施設が、法律及び県条例（兵庫県環境の保全と創造に関する条例）両方に該当する場合は、法律に基づく届出を提出してください。